

## (財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2012 年 12 月)

【英国の福祉制度の大幅な改革を行う「2012 年福祉改革法」について】

複数の福祉手当を統合した「ユニバーサル・クレジット」の仕組みを創設

労働・年金省 (Department for Work and Pensions, DWP) は、2010 年 7 月、政府の福祉制度改革案を掲げた緑書「21 世紀の福祉 (21st Century Welfare)」(政府文書番号 7913)<sup>1</sup> を発表した。緑書では、福祉制度改革に関する幾つかの質問が掲げられ、2010 年 10 月 1 日を期限として、一般の人々や専門家などから意見を募った。続いて同年 11 月、同省は、この作業の結果寄せられた意見をまとめた文書<sup>2</sup>と共に、「ユニバーサル・クレジット：機能する福祉制度 (Universal Credit: Welfare That Works)」(政府文書番号 7957)と題する白書を発表した<sup>3</sup>。

白書では、失業者の勤労意欲を高めると共に、福祉制度を合理化し、その運営費用を削減することを目指す改革案が掲げられた。白書に盛り込まれた改革案の全てがその実施に議会での立法作業を必要とするものではなかったが、新法を必要とする案は、「2012 年福祉改革法 (Welfare Reform Act 2012)」によって導入された。同法は、2011 年 2 月に法案が国会に提出され、2012 年 3 月に女王の裁可を受けた。

同法に盛り込まれた最大の改革は、失業者または就業者を対象とする既存の複数の福祉手当を統合した「ユニバーサル・クレジット (Universal credit)」と呼ばれる仕組みの創設である<sup>4</sup>。また、「障害者生活支援手当 (Disability Living Allowance)」に代わる新しい福祉手当として、「個人独立支援手当 (Personal Independence Payment)」を導入した。

同法は、以下の 7 つの章で構成されている。

---

<sup>1</sup> 「政府文書」とは、英語の「Command Papers (Cm)」の訳である。「Command Papers」とは、政府が国会に提出する文書で、国際条約、白書、緑書、政府機関による統計文書などが含まれる。政府文書の大半には文書番号が付けられている。

<sup>2</sup> この文書の表題は、「緑書『21 世紀の福祉』で実施された意見聴取作業への政府の返答 (Consultation responses to 21st Century Welfare)」(政府文書番号 7971)である。

<sup>3</sup> 「緑書」及び「白書」は共に、政府が制度改革の提案を明らかにするために発表する文書であり、改革案に対して専門家や一般の人々から意見を募るコンサルテーション文書としての役割も果たす。「緑書」と「白書」の違いは、「緑書」はまだ構想段階の政府案を発表するもので、改革の方向性などに関して意見を募る。これに対し、「白書」は、政府が実行したい具体的な改革案を掲げたものであり、法案の土台となる。政府は特に大規模な制度改革を実施する前にこれらの文書を発表することが多い。しかし、「緑書」または「白書」を発表せずに制度を変更することも少なくなく、「緑書」または「白書」の作成・発表が制度改革の際に必ず行うべき手順として位置付けられているわけではない。

<sup>4</sup> 「ユニバーサル・クレジット」の創設を含めた現政府の福祉制度改革については、2010 年 10 月の月例報告書でも取り上げているので、そちらも参照のこと。

- 第1章 — ユニバーサル・クレジット(Universal credit)
- 第2章 — 就業年齢にある者を対象とする福祉手当(Working-age benefits)
- 第3章 — その他の福祉手当の変更(Other benefit changes)
- 第4章 — 個人独立支援手当(Personal independence payment)
- 第5章 — 社会保障：一般(Social security: General)
- 第6章 — その他(Miscellaneous)
- 第7章 — 最終章(Final)

同法の条項の大半は、イングランド、ウェールズ、スコットランドに適用されるが、北アイルランドには適用されない。英国政府は、北アイルランドの社会保障に関する立法権限を、北アイルランド議会に移譲している。しかし、北アイルランドの社会保障政策については、1999年に北アイルランド議会が設置されて以降一貫して、英国のその他の地域と同様の政策を導入するという方針が取られている。

#### 福祉手当不正受給への罰則強化、住宅手当の支給制限など新法の内容

「2012年福祉改革法」の主な内容は下記の通りである。

- ・既存の複数の福祉手当を統合・合理化した「ユニバーサル・クレジット」と呼ばれる仕組みを導入する。労働・年金省は、この仕組みについて、「人々の勤労意欲を向上させる」ものであると述べている。
- ・福祉手当の不正受給及び政府職員による福祉手当の支給業務におけるミスに対し、より厳格に対処するための施策を導入する。その一つは、特に深刻な福祉手当の不正受給のケースに対する罰則を強化することである。
- ・最も助けを必要とする人々に支援を提供する一方、福祉手当申請者に対し、福祉手当受給者が果たすべき義務等を明記した「福祉手当受給者の責任(claimant commitment)」と呼ばれる文書の内容に合意することを求める仕組みを導入する。
- ・「障害者生活支援手当」に代わる福祉手当として、「個人独立支援手当」を導入する。労働・年金省は、その目的を、「現代における障害者の人々のニーズに応えるため」としている。
- ・住宅手当(Housing Benefit)の制度を改革する。労働・年金省は、この改革について、「市場に安定性をもたらす、人々の勤労意欲を向上するため、より公平な住宅手当制度を創設する」

と述べている(具体的には、◎2013年4月より、公営住宅入居者で、入居している住宅が必要以上に広いと判断される場合、住宅手当支給額を減額する<sup>5</sup> ◎同じく2013年4月より、地域住宅手当レート(Local Housing Allowance rates)<sup>6</sup>の引き上げ率を、消費者物価指数(Consumer Price Index、CPI)の上昇率に連動させるといった改革が実施される)

・「社会基金(social fund)」<sup>7</sup>の制度の不正利用に対する対策として、同制度下で支払われる一部の給付金及び貸付の実行に関する決定権を中央政府から地方自治体に移譲する。

・「就業支援手当(Employment and Support Allowance)」の制度を改革する。労働・年金省は、その目的を、「制度の公平性を高め、最も助けを必要とする人々に支援が行き届くようにするため」であるとしている。

・離婚した元夫婦の間での子供の養育費徴収に関する制度<sup>8</sup>を改革する。労働・年金省は、この改革について、「子供の利益を最優先する」ものであると述べている。

---

<sup>5</sup> 公営住宅が入居者にとって広すぎるか否かは、寝室の数によって判断される。そのため、住宅手当の支給額を制限するこの新たな仕組みは、通称で「寝室税 (bedroom tax)」と呼ばれている。

<sup>6</sup> 「地域住宅手当レート」とは、民間の賃貸住宅の賃借人に対して支払われる住宅手当の計算方法の仕組みである。これまで、「地域住宅手当レート」は、地域での家賃の上昇率を基にして計算されていた。

<sup>7</sup> 「社会基金」とは、低所得者を対象に、突発的事態の発生時などに要する資金を貸し付けまたは給付する公的制度である。

<sup>8</sup> 英国には、子供がいる夫婦が離婚した後、子供と一緒に住んでいない親から強制的に養育費を徴収し、子供と一緒に住んでいる親にこれを送金することなどを役割とする公的機関がある。「2012年福祉改革法」はこの仕組みについて改革を行った。